

関西自治体法務研究会・行政問題委員会 合同研究会を開催しました

行政問題委員会 委員 藤原 和久

平成28年4月1日、審理員や行政不服審査会の設置等が盛り込まれた改正行政不服審査法が施行されました。本合同研究会では、学者、自治体職員や弁護士らが、改正法の評価や課題等について議論しました。



第1 はじめに

行政問題委員会では、このたび、改正法下での行政不服審査に関する運用例や経験を共有するため、関西自治体法務研究会との合同研究会を開催しました。

関西自治体法務研究会は、自治体法務に関する調査・研究を通じて、会員相互の交流と自己研鑽を推進し、その資質の向上を図ることを目的として、関西を中心とする自治体職員、弁護士、学者等で構成された団体です。

第2 合同研究会の内容

1 基調講演

第1部は、大阪府等の行政不服審査会委員を務める曾和俊文氏（関西学院大学教授）による、「改正行政不服審査法の現状と課題—審査会委員としての経験を踏まえて—」と題する基調講演でした。

法改正の経緯や審理員、行政不服審査会の設置状況等について説明があった後、運用上の課題や審査にあたっての視点について話がありました。特に、行政不服審査会が設置された趣旨を踏まえ、国の関係省庁が発出する通知等に盲目的に従うのではなく、「法律による行政の原理」に照らして処分が違法・不当ではないかについても再吟味する必要性について、行政不服審査会委員としての具体的な経験を踏まえた話がありました。

改正法の評価や課題についてのお話もあり、審理員の独立性・中立性と専門性の両立、審理員と行政不服審査会との役割分担、手続的権利の充実と迅速

性との兼合いなどを挙げ、自治体ごとに工夫が必要である旨の指摘がありました。

2 意見交換会

第2部では、コーディネーターを東尚吾会員、パネリストを曾和氏、柏原市等の行政不服審査会委員を務める藤島光雄氏（大阪経済法科大学教授）、審理員を務める梶山隆彦氏（八尾市政務法務課長）及び堺市で審理員を務める林邦彦会員として、「行政不服審査法の現状と課題—大阪府内各市における新行政不服審査法への対応状況の調査—」と題し、その他の参加者も交えて意見交換会を実施しました。

藤島氏及び梶山氏から、大阪府内各市の改正法への対応状況のアンケート結果の紹介がありました。その中で、行政不服審査会委員や、審理員となるべき者のうち任期付職員又は特別職職員の属性については弁護士が多く、弁護士が事実認定、法律の解釈・適用に精通していることや、第三者の視点を導入する必要性から、弁護士の必要性は高い旨の指摘がありました。

林会員から、審理員としての経験の紹介がありました。口頭意見陳述において、審査請求人から処分庁に対する質問（行政不服審査法31条5項）が予定されている場合、処分庁による回答がスムーズになれるよう、質問概要を予め確認するという運用をした経験等について紹介がありました。

また、参加者も交えた意見交換が行なわれ、審理員の経験から生じる疑問や工夫等について、参加者からも様々な意見や質問があり、充実した議論となりました。

第3 今後の取組

行政問題委員会では、国民の権利利益の救済や行政の適正な運営確保のため、今後も行政不服審査法の運用に関する研究を重ね、会員へ還元する取組を行う予定です。